平成30年度尾三消防本部防火管理講習案内

1 講習情報

44	講	22	\boxtimes	分	甲種新規				
第	講	22		時	5月23日(水)・24日(木)午前9時から午後3時30分まで(予定)				
	受	付	期	間	4月23日(月)から5月9日(水)まで				
	開	催	場	所	長久手消防署				
第 2	講	22	X	分	甲種新規				
	講	22		時	6月14日(木)・15日(金)午前9時から午後3時30分まで(予定)				
	受	付	期	間	5月21日(月)から5月31日(木)まで				
וני	開	催	場	所	尾三消防本部				
**	講	習	X	分	甲種新規				
第 3	講	習		時	7月5日(木)・6日(金)午前9時から午後3時30分まで(予定)				
0	受	付	期	冒	6月11日(月)から6月21日(木)まで				
٥	開	催	場	所	豊明消防署				
**	講	習	X	分	甲種新規				
第	講	22		時	9月27日 (木)・28日 (金) 午前9時から午後3時30分まで(予定)				
4	受	付	期	間	9月3日(月)から9月14日(金)まで				
	開	催	場	所	尾三消防本部				
**	講	22	\boxtimes	分	甲種新規・乙種(※乙種は、3月7日(木)に開催)				
第 5	講	22		時	3月7日(木)・8日(金)午前9時から午後3時30分まで(予定)				
	受	付	期	間	2月4日(月)から2月15日(金)まで				
נו	開	催	場	所	尾三消防本部				

2 受講者要件

豊明市・日進市・みよし市・長久手市・東郷町に在住又は在勤する方

3 取得資格

消防法施行令第3条第1項に定める「防火管理者」の資格

4 申込方法

- (1) 受付期間内に、防火管理講習申込書に必要事項を記入し写真を貼付のうえ、下記の受付場所へ提出してください。受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。
- (2) 先着順に受付し、定員になり次第受付を締め切ります。
- (3) 電話、メール及び郵送での申込みはできません。

5 受講料

受講料は頂きませんが、講習当日、テキスト(1,750円)を購入していただきます。 ※テキスト代については、料金改定等で変更する場合があります。

6 受付場所及び問合せ先

(1) 尾三消防本部予防課 東郷町大字諸輪字曙18番地 ☎0561-38-7236

② 粤明消防署予防課 粤明市沓掛町宿234番地

30562-92-0494

③ 日進消防署予防課 日進市本郷町宮下3番地 ☎0561-73-0119

(4) みよし消防署予防課 みよし市福谷町才戸50番地 ☎0561-36-0119

⑤ 長久手消防署予防課 長久手市岩作長池51番地 ☎0561-62-1152

(6) 東郷消防署予防課 東郷町大字春木字桝池16番地 ☎0561-39-0119

※平成30年4月1日からの消防組織体制

7 日本防火・防災協会主催の防火管理講習のご案内

尾三消防本部が開催する防火管理講習は平日開催です。土日に受講希望される方は、日本防 火・防災協会主催の防火管理講習会が、尾三消防本部管内において以下の内容で開催されます。

講	習	X	分	甲種新規	乙種	
講	22	\Box	時	6月9日(土)・10日(日)	6月9日(土)	
				9時30分から16時頃まで(9日)	9時30分から16時45分頃まで	
				9時30分から16時35分頃まで(10日)		
				※受付は各日9時から		
受	付	期	間	5月8日 (火) から5月10日まで	(木)	
募	集	人	訚	100名		
受	講		料	7,500円	6, 500円	
開	催場所 愛知学院大学(日進市岩崎町阿良池12番地)		愛知学院大学(日進市岩崎町阿良池	1 2 番地)		

申込書、講習案内等は各消防署に置いてありますが、申込みは各自で日本防火・防災協会へ直 接していただく必要があります。申し込み方法等詳細にあっては、講習案内を入手していただき、 ご確認をお願い致します。

【参考】防火管理者を選任し、消防計画を定めなければならない事業所等

区分	収容人員		び 面 積 の選任資格	
主として要介護状態にある者又は重度の障害 者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症	10人以上		系なく選任	
グループホーム等		甲種防火管理者		
特定防火対象物 不特定多数の人が出入りする事業所等	30人以上	300㎡以上	300㎡未満	
集会場・遊技場・飲食店・物品販売店・ホテル・ 病院・幼稚園・養護学校・上記以外の福祉施設等	30/14	甲種防火管理者	甲種又は 乙種防火管理者	
非特定防火対象物 特定防火対象物以外の事業所等	E O AIV F	500㎡以上	500㎡未満	
共同住宅・小中学校・高校・大学・図書館・寺院・ 工場・倉庫・その他の事業所等	50人以上	甲種防火管理者	甲種又は 乙種防火管理者	

※不明な場合は、消防本部又は各消防署へお問い合わせください。

防火管理者の資格とは? (消防法施行令第3条)

甲種防火管理者	消防機関等が行う「甲種防火管理講習」の課程を修了した者
乙種防火管理者	消防機関等が行う「乙種防火管理講習」の課程を修了した者

収容人員の算定方法

	消防法施行規則第1条の3 抜粋
劇 場 映画館 集会場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席部分 イ 固定式のいす席の数(長いすの場合は、幅0.4 mごとに1人) ロ 立見席:0.2 mごとに1人 ハ その他の部分:0.5 mごとに1人
飲食店	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席部分 イ 固定式のいす席の数(長いすの場合は、幅0.5 mごとに1人) ロ 立見席:3.0 ㎡ごとに1人
百貨店 マーケット 物品販売店舗	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 主として従業者以外の者の使用に供する部分 イ 飲食、休憩用の部分:3.0㎡ごとに1人 ロ その他の部分:4.0㎡ごとに1人
共同住宅	居住者の数により算定する。
工場・作業場	従業者の数により算定する。